

指定訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス重要事項説明書

1. 当事業所が提供する訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス事業についての営業日等

営 業 日 月曜日～日曜日
営業時間 8時45分～17時45分
サービス提供日 月曜日～日曜日
サービス提供時間 8時45分～17時45分までとする。ただしお客さまの都合も
勘案し相談の上、時間外の訪問も実施する。

2. 当事業所の概要

事業所名 ラ・ケアながら
所 在 地 滋賀県大津市長等2丁目7-4
電 話 077(510)1760
F A X 077(510)1750
緊 急 時 連 絡 先 080-4071-8768(24時間体制)
事業所指定番号 2570100095
サービス提供地域 大津市

3. 訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスの料金・内容等

別紙1、2参照

4. 訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスの利用

(1) 利用開始

- ① 当社職員がお伺いし重要事項説明書に基づいて訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスについての説明を行います。
- ② 契約と同時にご利用者の状態や生活環境等の確認をいたします。
- ③ 居宅(介護予防)サービス計画に沿った訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスの提供内容を提示いたします。
- ④ 訪問日時の確認をいたします。
- ⑤ サービスの実施
- ⑥ 終了後、サービス受領印をお願いいたします。

(2) 終 了

①お客さまのご都合により終了する場合

1ヶ月の予告期間をおき、書面でお申し出くださればいつでも契約を解除することができます。ただし急病による入院等やむを得ない場合は、この限りではありません。

②当社の都合により終了する場合

自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合、あるいは人員不足等やむを得ない事情により、訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスの提供を終了する場合、終了1ヶ月前までに書面で通知するとともに、お客さまご利用の居宅介護支援事業者・地域包括支援センターへの連絡、他地域の訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス事業者の紹介をはじめ必要な援助を行います。

③自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても、自動的に終了いたします。

- お客さまが介護保険施設に入所された場合
- お客さまの要介護・要支援認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。
- お客さまがお亡くなりになった場合
- その他

当社が、正当な理由なく訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客さまやご家族などに社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客さまは書面で契約解除を通知することによって即座に終了することができます。また、お客さまが、提供した訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスの利用料等の支払を1ヶ月以上遅延し、利用料等を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払われない場合、お客さまやご家族が当社や当社の従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合において、訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスの提供を停止しても、お客さまの健康・生命に支障がない場合については、当社は書面で契約解除を通知することによって即座に終了することができます。

5. 訪問介護員の変更

担当の訪問介護員についてご不満等がありましたらご相談ください。

6. ハラスメントの防止について

当社職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境を構築維持するために、ハラスメントの防止に向け取り組みます。サービス提供における関係者間において、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は、当社として許容しません。

- 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為。
- 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。
- 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。
- 他、ハラスメント（相手の嫌がることをして不快感を覚えさせる行為全般）に該当する行為。

サービス提供における関係者間の行為がハラスメントと判断された場合には、その行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

7. 事故等の対応について

（緊急時における対応方法）

訪問介護員等は、訪問介護および介護予防訪問介護相当サービスを中心に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの処置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

（事故発生時における対応方法）

訪問介護および介護予防訪問介護相当サービスの提供中に事故があった場合は、適切な処置を講じると共に、身体状況に応じて職員が救急蘇生を行い、並行して主治医、救急隊、ご家族、利用者に係る居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、市町村担当課への連絡をいたします。また、社内にて委員会を招集し、原因及び対応策について検討すると同時にご家族に状況報告と誠実な対話を行います。利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

8. 虐待の防止について

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

虐待の防止のための指針を整備する。

従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

9. 業務継続計画の策定等について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護・指定介護予提を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う物とする。

10. 身体拘束の適正化について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

11. 秘密保持について

従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切に取り扱うものとする。

事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的は原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

12. 就業環境の確保について

指定訪問介護・指定介護予防訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

1 3. 衛生管理について

訪問介護従業者の清潔保持及び健康状態の管理を行なうとともに、指定訪問介護・指定介護予防訪問介護に用いる設備および備品の衛生的な管理に努めるものとする。

従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとする。

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

1 4. 訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスに関する要望・苦情など

(1) お客様相談・苦情担当

訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスに関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供しているサービスについてのご相談・要望・苦情を受け付けます。

① 事業所相談窓口 (担当者) 西村晶子 (電話番号) 077(510)1760

② 本社苦情受付 (担当者) 内田裕子相談役 (電話番号) 0120(499)910

(相談時間) いずれも土・日・祝・12月31日～1月3日を除く8時45分から17時45分

(2) その他

保険者である該当地区の介護保険窓口に相談・苦情を伝えることができます。

大津市介護保険課 電話 077(528)2753

あんしん・なっとく委員会 電話 077(567)4107

滋賀県国民健康保険団体連合会 電話 077(510)6605

京都市介護保険課 電話 075(222)3406

京都府国民健康保険団体連合会 電話 075(326)4901

1 5. 当社の概要

名 称 株式会社ラ・ケア

代 表 者 名 代表取締役 吉田 昌弘

本社所在地 京都市右京区西京極中町37番地1

定款の目的に定めた事業

1.介護保険法による介護予防支援及び居宅介護支援事業

2.介護保険法による介護予防訪問介護及び訪問介護の居宅サービス事業

3.介護保険法による介護予防訪問入浴介護及び訪問入浴介護の居宅サービス事業

4.介護保険法による介護予防小規模多機能型居宅介護及び小規模多機能型居宅サービス事業

5.介護保険法による介護予防通所介護及び通所介護の居宅サービス事業

6.介護保険法による介護予防認知症対応型通所介護及び認知症対応型通所介護の居宅サービス事業

7.介護保険法による介護予防認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型共同生活介護の居宅サービス事業

8.介護保険法による介護予防福祉用具貸与、福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売特定福祉用具販売

9.介護保険法による住宅改修事業

10.総合支援法による居宅介護事業

11.総合支援法による重度訪問介護事業

12.心身障害・知的障害・精神障害のある方及び高齢者の訪問介護の居宅サービス事業

13.心身障害・知的障害・精神障害のある方及び高齢者の訪問入浴介護の居宅サービス事業

14.心身障害・知的障害・精神障害のある方の移動支援事業

15.一般乗用旅客自動車運送業

16.全各号に付帯する一切の事業

営業所数など

居宅介護支援（１ヶ所）・訪問介護（１ヶ所）・訪問入浴介護（３ヶ所）

小規模多機能型居宅介護（１ヶ所）・地域密着型通所介護通所介護（１ヶ所）

福祉用具貸与・販売（１ヶ所）

16. 運営の方針及び留意事項について

（１）非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を
行う体制を構築するよう努めます。

（２）事業所を運営する法人の役員及び管理者その他の従業員は、暴力団員でないこと。

また、暴力団員の支配を受けてはならない。

（３）訪問介護事業所は設置者の責務として、本人の人権の擁護、虐待の防止の為、責任者を設置
する等必要な体制の整備を行うとともに、訪問介護員などの質的向上を図る為の研修会の機械
を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

17. その他

この重要事項説明書は必ず保管してください。

■ 重要事項説明書確認 ■

年 月 日

指定訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスの内容について、利用者に対して重要な事項を説明いたしました。

事業所	所在地	大津市長等2丁目7-4	
	名称	ラ・ケアながら	印
	説明者氏名		

私は、事業者から指定訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスの内容および重要事項の説明を受けました。

利用者氏名 _____

代理人氏名 _____

代行者氏名 _____ (続柄: _____)

1. 職員の勤務体制（※前月実績に基づく）

管理者	1 名	介護福祉士資格
サービス提供責任者	名	介護福祉士資格
訪問介護員	名	介護福祉士（ 名） 1 級課程修了者（ 名） 2 級課程修了者（ 名）
事務職員	1 名	

業務内容

(1) 管理者

管理者は、従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護および指定介護予防訪問介護相当サービスの利用の申し込みにかかる調整、訪問介護員等に対する技術指導、指定訪問介護計画及び指定介護予防訪問介護計画書の作成などを行う。

(3) 訪問介護員

訪問介護員は、指定訪問介護および指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たる。なお利用者の増加に併せ、その都度訪問介護員を増員する。

(4) 事務職員

請求等、必要な事務を行う。

2. 利用料

(1) 訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス費

法定代理受領により、提供された訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスに対し介護給付が支払われる場合、原則、介護保険負担割合証に記載された割合が自己負担額となります。ただし介護保険適応の場合でも保険料の滞納などにより介護給付金が直接、事業者を支払われない場合があります。その場合はいったん利用料を全額お支払いいただきサービス提供証明書を発行いたします。後日サービス提供証明書を各市町村の窓口に提出しますと、審査後差額の支払を受けることができます。訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスに関する利用料は次のとおりです。

➤ 介護給付介護給付＊以下は特定事業所加算Ⅱ（10％）・介護職員等処遇改善加算Ⅰ（24.5％）を含む

区分	サービス提供時間等	利用料金 (1 割負担の場合 1 回につき)
身体介護	20 分未満の場合	2 3 9 円
	20 分以上 30 分未満	3 5 8 円
	45 分以上 60 分未満	5 6 8 円
	75 分以上 90 分未満	8 3 2 円
生活援助	45 分未満	2 6 3 円
	45 分以上	3 2 2 円

※特定事業所加算Ⅱ（算定要件）

《体制要件》

- 1) すべての訪問介護員に対し、個別の研修計画を作成し、研修を実施または実施を予定していること。
- 2) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達または実技指導を目的として会議を実施している事。（概ね月に1回以上開催、概要を記録）
- 3) サービス提供責任者が、訪問介護員に対し利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文章等の確実な方法により伝達してから開始すると共に、サービス提供後、担当する訪問介護員から適宜報告を受け、報告内容を提供記録等の書面に記録・保存をしている。
- 4) すべての訪問介護員に対し、健康診断を定期的に実施していること。
- 5) 緊急時における対応方法が利用者様に明示されていること。

《人材要件》

- 1) 訪問介護員の総数のうち介護福祉士の占める割合が30%以上又は、介護福祉士・実務者研修課程修了者・旧介護職員基礎研修課程修了者及び旧1級課程修了者の占める割合が50%以上であること。
- 2) サービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修課程修了者若しくは旧介護職員基礎研修課程修了者若しくは旧1級課程修了者であること。＊1),2)のいずれかで良い。

※身体介護 20 分未満（算定要件等）

○身体介護の時間区分の1つとして「20分未満」を位置づける。

- ・全ての訪問介護事業所において算定が可能
- ・前回提供した訪問介護から概ね2時間以上の間隔を開けることが必要

※次の事由に該当し、お客様の同意を得て二人の訪問介護員が訪問する場合、二人分の利用料となります。

- ア. お客様の身体理由によりひとりの訪問介護員による介護が困難な場合
- イ. 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為などがある場合。

※訪問介護の時間帯と時間帯の割り増しについて

- ・早朝（6：00～8：00） 25%割増となります。
- ・日中（8：00～18：00）
- ・夜間（18：00～22：00） 25%割増となります。
- ・深夜（22：00～6：00） 50%割増となります。

◎サービス提供時間帯が2つにまたがる場合はサービス開始時刻の区分を優先します。

※身体介護と生活援助が混合の場合

- 身体1生活1・Ⅱ（60分）453円
- 身体1生活2・Ⅱ（75分）548円
- 身体1生活3・Ⅱ（100分）643円
- 身体2生活1・Ⅱ（80分）663円

介護予防訪問介護相当サービス給付＊以下は介護職員等処遇改善加算Ⅰ（24.5％）を含む

事業 対象者、 要支援 1・ 2	サービス内容等		利用料金 (1回につき)
	ケアプランにおいて標準的な内容の訪問型サービスを行った場合		382円
	ケアプランにおいて生活援助が中心である場合	20分以上45分未満	239円
		45分以上	294円
	ケアプランにおいて短時間の身体介護が中心の訪問型サービスを行った場合		218円

上記訪問型サービスについてはひと月につき4, 882円の範囲内で算定する。

※介護職員等処遇改善加算（以下「加算」という）とは平成23年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該交付金を円滑に介護報酬に移行し、当該交付金の対象であった介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されました所定単位数にサービス別算率を乗じた単位数で算定します。

※初回加算～（利用者負担額267円）

新規に訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス計画書を作成したお客様に対して、初回に実施した訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスと同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスを行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問をした場合に加算されます。

※緊急時訪問介護加算～（利用者負担額134円）※介護予防訪問介護相当サービスは除く
本人やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合に加算されます。＊介護予防訪問介護相当サービスは除く

※生活機能向上連携加算Ⅰ（利用者負担額134円）

○訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーション事業所、又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師等からの助言を受けることができる体制を構築し、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画書を作成すること。

○当該医師等は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で助言を行うことを定期的に行うこと。

※生活機能向上連携加算Ⅱ（利用者負担額267円）※介護予防訪問介護相当サービスは除く

○現行の訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションの理学療法士等が利用者宅を訪問して行う場合に加えて、リハビリテーションを実施している医療提供施設の医師等が訪問して行う場合。

2) その他の費用

交通費～サービス提供地域以外の訪問については、交通費等を都度設定致します。

キャンセル料～利用中止について無料

※利用者の居宅において訪問介護員がサービスを提供する場合に必要な水道、ガス、電気の使用にかかる費用はお客様の負担となります。

3. 料金の支払時期と支払方法

(1) 支払時期	当月分を翌月 20 日引き落とし
(2) 支払方法	口座振替（その他の支払方法については要相談）

4. 利用料の滞納について

利用料その他の費用の支払いについて、支払期日から 1 ヶ月以上遅延しさらに支払の督促から 7 日以内にお支払いがない場合においては契約を解除した上で未払分をお支払いいただく事になります。

ご利用者様の担当である介護支援専門員の作成した（介護予防）居宅サービス計画に基き、訪問介護・介護予防訪問介護計画を作成いたします。訪問介護・介護予防訪問介護計画は訪問介護を行う際、利用者様に最も適したサービス内容と、時間内での具体的なサービス等を表したものです。訪問介護・介護予防訪問介護計画をご確認のうえ、訪問介護・介護予防訪問介護計画同意書にご署名いただきサービスを提供いたします。

【訪問介護サービス】

① 身体介護

食事介助 食事を摂取するための介助をいたします。

入浴介助 自宅のお風呂で入浴するための介助をいたします。

排泄介助 おむつ交換・ポータブルトイレ・簡易便器での排泄介助をいたします。

清 拭 入浴できない方に体を拭いて清潔にいたします。

体位変換 体の向きを変えられない方に体を動かし床ずれ防止に努めます。

歩行介助 外出・歩行の介助をおこないます。

その他の身体介護

② 生活援助

買 物 必要な買い物をおこないます。

調 理 食事をするための調理をおこないます。

掃 除 お部屋を清潔にするための掃除をおこないます。

洗 濯 衣類を洗濯します。

その他の生活援助

【介護予防訪問介護相当サービス】

① 介護予防訪問介護相当サービス計画書の作成

② 身体介護および生活援助見守りの援助